



税務情報

国税庁 — 「グループ通算制度に関する Q&A」の改訂

国税庁は 7 月 29 日、[「グループ通算制度に関する Q&A」](#) (PDF 2,224KB) の改訂版を公表しました。

2020 年度税制改正で連結納税制度が見直され、2022 年 4 月 1 日以後開始事業年度からグループ通算制度へ移行したことを受け、国税庁は 2020 年 6 月 3 日、グループ通算制度に係る疑問点等について税務上の取扱い等を取りまとめた「グループ通算制度に関する Q&A」を公表し、同年 8 月及び 2021 年 6 月にはその改訂版を公表していました^(*)。

^(*) e-Tax News No.199 [「国税庁 — 新型コロナウイルス感染症 FAQ の更新/グループ通算制度 Q&A の公表」](#) (2020 年 6 月 8 日発行)、No.206 [「国税庁 — 『グループ通算制度に関する Q&A』の改訂」](#) (2020 年 8 月 25 日発行) 及び No.240 [「国税庁 — 『グループ通算制度に関する Q&A』の改訂」](#) (2021 年 7 月 2 日発行) にてお知らせしています。

第 4 版となる今回の改訂では、2022 年度税制改正におけるグループ通算制度の改正等を踏まえて以下の 5 つの Q&A が新たに追加されたほか、複数の Q&A が一部改訂されました。

■ 問 63 投資簿価修正における資産調整勘定対応金額等の加算措置

通算法人が有する株式を発行した一定の通算子法人について通算制度の承認がその効力を失う場合（通算終了事由が生じた場合）には、その通算子法人の株式の帳簿価額をその通算子法人の簿価純資産価額に相当する金額に修正を行うこととされていますが、2022 年度税制改正により、一定の要件のもと、その通算子法人の簿価純資産価額に資産調整勘定対応金額等の合計額（いわゆる買収プレミアムに相当する金額）を加算することができる措置（以下、加算措置）が講じられました。

この Q&A では、本加算措置の概要及び資産調整勘定対応金額等の計算方法が具体的な設例と図を用いて解説されています。

■ 問 64 株式の取得が段階的に行われる場合の資産調整勘定対応金額等の計算

通算制度の承認がその効力を失った（通算終了事由が生じた）通算子法人の株式が段階的に取得されたものである場合には、上記の加算措置における資産調整勘定対応金額等は、その通算子法人の株式を有する法人ごとに、かつ、その株式の取得ごとに計算することとされています。

この Q&A では、2 回の段階的取得により通算グループに加入した通算子法人が通算グループを離脱した場合の資産調整勘定対応金額等の計算及びこれに係る別表の記載方法が具体的な設例と数値を用いて解説されています。

■ 問 65 通算グループ内で適格合併があった場合における資産調整勘定対応金額等の加算措置の適用

通算法人が有する株式を発行した一定の通算子法人について通算制度の承認がその効力を失う場合（通算終了事由が生じた場合）において、その通算終了事由が生じた事前にその通算子法人を合併法人とする通算内適格合併が行われていたときは、上記の加算措置における資産調整勘定対応金額等に、その通算内適格合併に係る被合併法人調整勘定対応金額（通算内適格合併に係る被合併法人の株式につき本加算措置の適用を受けた場合におけるその適用に係る資産調整勘定対応金額等の合計額に相当する金額）を加算することとされています。

この Q&A では、通算内適格合併が行われた後にその通算内適格合併に係る合併法人である通算子法人が離脱する場合の資産調整勘定対応金額等の計算方法が具体的な設例と数値を用いて解説されています。

また、2020 年度税制改正における経過措置（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る経過措置により通算承認があったものとみなされた連結親法人（経過連結親法人）が連結グループ内で適格合併を行っていた場合の被合併法人の株式に係る資産調整勘定対応金額等について本加算措置の適用を受ける場合に必要届出書の提出等）についても解説されています。

■ 問 73 通算法人に対する交際費等の損金不算入制度の適用

2022 年度税制改正では、通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額が 1 億円又は 100 億円を超える場合には、通算グループ内の全ての法人が中小法人等の定額控除限度額の特例又は接待飲食費に係る損金算入の特例を適用することができないこととされました。また、当初申告した支出交際費等の額に誤りがあった場合であってもその支出交際費等の額は当初申告額に固定されますが、一定の場合には、各通算法人に分配された定額控除限度額を再計算する措置も講じられました。

この Q&A では、本改正の概要を解説しているほか、定額控除限度額が再計算される場合の計算例が示されています。

■ 問 76 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に係る通知義務

通算法人が本特別控除の適用を受けた事業年度後において、その計算の基礎となる一定の金額が当初申告額と異なることとなった場合には、他の通算法人に対し、その異なることとなった金額を通知しなければならないこととされています。

この Q&A では、その通知方法及び様式等は法令上定められていないことから任意の方法で通知を行うことになるとしたうえで、「参考」として、法令上定められた通知すべき事項が盛り込まれた通知書の書式の例を紹介しています。

上記の Q&A を含めたグループ通算制度に関する情報は、国税庁の「[グループ通算制度について](#)」というページに集約されています。

なお、このページの「別表等」のタブから遷移することができる「[法人税等各種別表及び通算法人用各種中小判定フロー](#)」のページには、法人税率の軽減措置や欠損金の繰越し等の規定に係る中小通算法人や、上記でご紹介した交際費等の損金不算入制度における中小法人等について、その該当性の判定を簡単に行うことができるフローチャートが掲載されています。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.